

訓令

埼玉県 訓令第一号 埼玉県収用委員会

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県 知事 大野 元裕

埼玉県収用委員会会長 久保村 康史

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 埼玉県収用委員会事務局決裁規程（昭和五十二年 埼玉県 訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の項事務局長専決事項の欄5中「勤務を要しない日の振替え及び半日」を「週休日の振替及び四時間の」に改め、同欄に次のように加える。

6 職員の休日の代休日指定すること。

別表第三号の項事務局長専決事項の欄18中「基づき」の下に「事案を移送し、及び開示請求者に通知し」を加える。

第二条 埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第二号の項事務局長専決事項の欄に次のように加える。

7 職員の在宅勤務に関すること。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。